

立命館宇治中学校 生徒指導内規

(目的)

第1条 この内規は、学校教育法および学校教育法施行規則に基づく学則第39条および40条によって、本校生徒に教育上必要と認めるとき、懲戒、特別な指導および出席停止を行うための手続を定めたものである。

(定義)

第2条 この内規に定める懲戒とは、退学および訓告処分とする。

2 この内規に定める特別な指導とは、生徒の教育を受ける権利を保障し、教育的配慮をもって、保護者と共通認識をはかりつつ、本校における生徒の更生および学校の秩序維持の観点から行う措置とする。

3 この内規に定める出席停止とは、学校の秩序を維持し、他の生徒の教育を受ける権利を保障する観点から行う措置とする。

(退学)

第3条 学則第39条に基づき、次の各号のいずれかに該当する生徒に対しては、退学を命じる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生または生徒としての本分に反した者

2 退学の執行については、諭旨退学とすることができる。

(訓告)

第4条 学則第39条に基づき、次の各号のいずれかに該当する生徒に対しては訓告を命じる。

- (1) 特別な指導を繰り返し行っても、改善されない者
- (2) 社会的法令違反で、その程度が重度と判断される行為を行った者
- (3) その他訓告処分が相当と判断される行為を行った者

(懲戒処分の手続)

第5条 校長は懲戒処分を決定するにあたり、生徒および保護者に対して、弁明の機会を与えなければならない。

2 当該生徒への懲戒処分の通告は、当該生徒とともに保護者も呼び出し、教頭、生徒部長、学年主任および担任の立ち会いのうえ、事実経過、懲戒処分の内容等を説明した後、校長により行う。校長不在の場合は、副校長が代行する。

3 校長の訓告通告終了後、生徒部長より指導計画の詳細を説明する。

4 懲戒処分は、通告をした日から発効する。

5 懲戒処分は、その内容を指導要録に記載する。

(特別な指導)

第 6 条 学則第 39 条に基づき、次の各号のいずれかに該当する行為を行った生徒に対しては、保護者同席のもと、校長、副校長、教頭による特別な指導を行う。

- (1) 過度の授業妨害や迷惑行為
- (2) 過度の誹謗中傷行為
- (3) 暴力的行為
- (4) 個人に対する人権侵害行為
- (5) その他社会的法令違反行為

2 前項の特別な指導の実施は、校長が決定する。

3 第 1 項の事実認定は生徒部の調査を経て、校長が決定する。

4 第 1 項の言い渡しは、校長、副校長、教頭が行う。

5 学則第 39 条に基づき、次の各号のいずれかに該当する行為を行った生徒に対しては、生徒部長または学年主任による特別な指導を行う。

- (1) 故意による学校の施設設備、備品の破損・汚損
- (2) 欠席・早退・遅刻等著しい怠学行為
- (3) 所持品・服装・頭髪などの過度のルール違反
- (4) 喧嘩や悪ふざけなどに伴う軽微な暴力的行為
- (5) 嫌がらせ・悪口などの行為
- (6) 教職員に対する暴言・指導にしたがわない行為
- (7) 試験における不正行為(試験返却時を含む)
- (8) その他、特別な指導が妥当と判断する行為

6 前項の特別な指導の実施は、校長が決定する。

7 第 5 項の事実認定は生徒部の調査を経て、校長が決定する。ただし、第 5 項第 7 号の事実認定は教務部の調査を経て校長が決定する。

8 第 5 号の言い渡しは、内容の別を判断し、生徒部長または学年主任のいずれかが行う。

9 特別な指導は、保護者による同意があったときは、半日以上個別指導を実施できる。

10 特別な指導を繰り返して行うときは、言い渡しの役職者を変更し、上げて指導を行うことができる。

(出席停止)

第 7 条 学則第 40 条に基づき、他の生徒の修学に著しく妨げがあると認める生徒があるときは、校長は、総長の了承を得て、その保護者に対して、当該生徒の出席停止を命じることができる。

2 出席停止は、その内容を指導要録に記録する。

(改廃)

第 8 条 この内規の改廃は、校務運営委員会および教員会議の議を経て、校長が決定する。

附則

この内規は、2024 年 4 月 1 日に施行する。